

動薬協会発 81 号  
令和 4 年 9 月 26 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 池田 一樹  
(公印省略)

韓国における H5 亜型鳥インフルエンザウイルス（病原性未確定）の検出について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（4 消安第 3771 号）がありましたので、お知らせします。

4 消安第3771号  
令和4年9月24日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国におけるH5亜型鳥インフルエンザウイルス（病原性未確定）の検出に  
ついて

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、  
円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

写

4 消安第3371号  
令和4年9月24日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国におけるH5亜型鳥インフルエンザウイルス（病原性未確定）の検出について

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策について、これまでも家きん飼養農場に対し発生予防対策に関する情報提供並びに指導及び助言を実施いただいていたところです。

本年9月23日、韓国当局より、京畿道龍仁（ヨンイン）市で採取された野鳥の糞便からH5亜型鳥インフルエンザウイルスの抗原が検出された旨プレスリリースされました（別添）。高病原性かどうかの判定はさらに3～5日間程度かかる見込みです。

昨シーズンの欧州での発生や現状の欧州、北米及びアジアでの発生及び9月までも欧米での発生が続いていることを踏まえると、今後、我が国へ飛来する渡り鳥が本病のウイルスを保有している可能性が高いことから、今シーズンにおいても本病の発生に対して、厳重な警戒が必要と考えられます。

各都道府県におかれましては、「令和4年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和4年9月22日付け4消安第3133号農林水産省消費・安全局長通知）等により飼養衛生管理基準の遵守に係る指導及び助言並びに万が一の発生時のまん延防止対策の徹底を実施いただいているところですが、引き続き、家きん飼養者に対し、地域や関係団体と連携の上、特に、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再度の確認及び人・車両の出入りの厳重管理、③農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について、地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等の方法により、指導及び助言を実施するよう改めてお願いします。

【担当】

農林水産省 消費・安全局  
動物衛生課 防疫企画班  
加茂前、田中、大塚、酒田  
Tel:03-3502-8292

機械翻訳等に基づく仮訳

京畿道龍仁（ヨンイン）市の野鳥の糞便で鳥インフルエンザ抗原検出

2022.09.23 18:29:35

[https://www.mafra.go.kr/FMD-](https://www.mafra.go.kr/FMD-AI2/2229/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGRk1ELUFJMiUyRjM5MyUyRjMzM TQ2NSUyRmFydGNsVmll dy5kbyUzRg%3D%3D)

[AI2/2229/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGRk1ELUFJMiUyRjM5MyUyRjMzM TQ2NSUyRmFydGNsVmll dy5kbyUzRg%3D%3D](https://www.mafra.go.kr/FMD-AI2/2229/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGRk1ELUFJMiUyRjM5MyUyRjMzM TQ2NSUyRmFydGNsVmll dy5kbyUzRg%3D%3D)

□ 環境部(長官ハン・ファジン)と農林畜産食品部(長官チョン・ギョングン、以下農食品部)は、京畿道龍仁(ヨンイン)市(清溪川)で9月21日に採取した野鳥の糞便を国立野生動物疾病管理院で中間検査した結果、H5型鳥インフルエンザ(AI)抗原が検出されたと発表した。

※ 高病原性の有無判定までは約3~5日かかると予想

○ 参考として昨年9月にも野鳥の糞便でH5型鳥インフルエンザ抗原が検出されたことがあるが、最終的にLPAI(H5N3)と確認され、野鳥で高病原性鳥インフルエンザは昨年10月26日に初めて検出された。

□ 環境部と農食品部は今回、野鳥の糞便から鳥インフルエンザ抗原が検出されたことを受け、直ちに「鳥インフルエンザ緊急行動指針(AISOP)」に基づく強化された防疫措置を実施している。

○ 「鳥インフルエンザ緊急行動指針」は①該当野鳥糞便採取地点出入り統制(防疫本部初動対応)、②半径10km地域を「野鳥水流予察地域」に設定、該当予察地域内の家禽農場に対する予察・検査強化、③渡り鳥の到来地と近隣の家禽農場に対する消毒など遮断防疫強化などで構成された。

□ 環境部は今年も欧州と北米で高病原性鳥インフルエンザが流行していることを受け、国内流入の可能性に備え、渡り鳥の初期到来地を中心に早期予察などの対応を強化している。

○ また、国民が野鳥の死体や異常個体を発見した場合、自治体、流域(地方)環境庁、国立野生動物疾病管理院に申告するよう案内\*し、鳥インフルエンザの拡散防止に注力している。

\* 110 政府苦情コールセンターまたは国立野生動物疾病管理院(062-949-4366)

○ また、農食品部は家禽農場で消毒および防疫施設を慎重に点検・補完しており、農業従事者が畜舎出入り前に手消毒および長靴の履き替え、毎日農場内・外部消毒など基本的な防疫規則を遵守するよう案内している。

